

生命傷害共済団体約款Ⅱ型（かがやきⅠ型）

広島県中小企業共済協同組合

生命傷害共済団体約款Ⅱ型

広島県中小企業共済協同組合

(共済契約の締結)

第1条 生命傷害共済団体約款Ⅱ型（以下「共済契約」といいます。）は、この約款によって締結します。

(共済金受取人)

第2条 共済金受取人は共済契約者とし、共済金受取人を変更することはできません（遺言による場合も同様とします。）。

2 共済金の支払事由が生じた場合に、共済金受取人が既に死亡しているときは、次の順位に従って共済金を支払います。

- (1) 被共済者
- (2) 被共済者の配偶者（事実上婚姻と同様の関係にある者（別表Ⅰのとおりとします。）がいる場合には、その者を配偶者とみなします。以下同様とします。）
- (3) 被共済者の子
- (4) 被共済者の孫（孫が死亡している場合は、その代襲相続人）
- (5) 被共済者の父母
- (6) 被共済者の祖父母
- (7) 被共済者の兄弟姉妹

3 前項において同順位の共済金受取人が2名以上ある場合には、それらのものの協議により、代表者1名を定めるものとします。この場合には、その代表者は他の共済金受取人を代理するものとします。

(被共済者)

第3条 被共済者は、加入日現在において、健康で、かつ、正常に就業し、または日常生活を営んでいる者で、満6歳以上満65歳未満までの者とします。ただし、継続契約の場合、満70歳をもって被共済者の資格を失います。

2 被共済者となることができる者は、次に掲げる者とします。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者の配偶者
- (3) 共済契約者の2親等以内の血族
- (4) 共済契約者の2親等以内の姻族
- (5) 共済契約者の役員およびそれに準ずる者
- (6) 共済契約者が雇用している者

3 被共済者については、共済契約者が、共済契約締結もしくは被共済者の交代の際に所要事項記載の申込書または異動届を提出して登録するものとします。

4 前項の申込書または異動届を提出する際には、同時に被共済者について健康状態を告知するものとします。

(共済期間)

第4条 共済期間は1年とし、共済責任開始日は、原則として初回共済掛金を払い込んだ日の翌月1日の午前零時とします。

2 共済期間満了の日から2週間前までに、広島県中小企業共済協同組合（以下「組合」といいます。）または共済契約者より特に通知のない限り、当該共済契約は更新継続とします。ただし、共済期間満了日現在において、満70歳をもって被共済者が資格を失う場合はこの限りではありません。

3 前項の規定により共済契約が更新継続される場合、組合が更新を認めない場合を除き、共済契約者に対して更新に関する内容を共済期間の満期日からその日を含めて30日前までに通知し、共済契約を更新前の契約条件で自動的に更新します。ただし、共済契約者が、組合が定める提出期日までに共済契約を更新しない旨を組合に所定の書面により通知したときは、共済契約は更新されません。

(保障内容および加入限度額)

第5条 共済契約の保障内容および組合が引き受けられることができる被共済者1人当たりの加入限度額は、下表のとおりとします。

保障内容	共済金額		
	満6歳から満59歳まで	満60歳から満64歳まで	満65歳から満70歳の誕生日の属する月の末日まで
・交通傷害による死亡 共済期間内に、交通傷害により事故の日から180日以内に死亡したとき	1,200万円	1,200万円	1,200万円
・傷害による死亡 共済期間内に、傷害により事故の日から180日以内に死亡したとき	600万円	600万円	600万円
・疾病等一般死亡 共済期間内に、疾病により死亡または別表Ⅲに定める高度障害になったとき	300万円	100万円	10万円

保障内容	共済金額		
	満6歳から満59歳まで	満60歳から満64歳まで	満65歳から満70歳の誕生日の属する月の末日まで
・交通傷害による後遺障害 共済期間内の交通傷害により、事故の日から180日以内に別表Ⅳに定める後遺障害になったとき。ただし、給付金額は本表に規定する共済金額に別表Ⅳに定める支払割合を乗じたものとします。また、被共済者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、組合は事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して給付金額を決定します。	1,200万円	1,200万円	1,200万円
・傷害による後遺障害 共済期間内の傷害により、事故の日から180日以内に別表Ⅳに定める後遺障害になったとき。ただし、給付金額は本表に規定する共済金額に別表Ⅳに定める支払割合を乗じたものとします。また、被共済者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、組合は事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して給付金額を決定します。	600万円	600万円	600万円
・交通傷害による入院 共済期間内の交通傷害により、事故の日から60日以内に連続して7日以上入院したとき。ただし、給付期間は同一事故について入院日数120日をもって限度とします。	1日につき4,000円	1日につき4,000円	1日につき4,000円
・傷害による入院 共済期間内の傷害により、事故の日から60日以内に連続して7日以上入院したとき。ただし、給付期間は同一事故について入院日数120日をもって限度とします。	1日につき4,000円	1日につき4,000円	1日につき4,000円
・疾病による入院 共済期間内の疾病により、連続して5日以上入院したとき。ただし、入院開始日以降4日間は支払いの対象になりません。また、給付期間は同一の疾病について通算して120日をもって限度とし、かつ、全共済期間を通算して240日をもって限度とします。	1日につき1,000円	—	—

2 前項の規定にかかわらず、被共済者が別表Ⅵに定める作業に従事している間に被った事故については、共済金額は下表のとおりとします。

保障内容	共済金額
交通傷害による死亡	600万円
傷害による死亡	300万円
交通傷害による後遺障害	600万円
傷害による後遺障害	300万円
交通傷害による入院	1日につき2,000円
傷害による入院	1日につき2,000円

(超過契約の無効)

第6条 第5条（保障内容および加入限度額）の規定に基づく加入限度額を超えた共済契約については、その超えた部分の共済契約は無効とします。この場合において、無効となった部分に対応する共済掛金は、遅滞なく共済契約者に返還します。

(告知義務)

第7条 本共済契約申込みの際、組合が告知書で質問した事項について、共済契約者または被共済者となる者は、その告知書において正確に告知しなければなりません。

(告知義務違反による解除)

第8条 本共済契約申込みの際、組合が告知書で質問した事項のうち危険に関する重要な事項について、共済契約者または被共済者となる者が、故意もしくは重大な過失によって事実を告知しなかったか、または不実のことを告知した場合は、組合は、本共済契約を将来に向かって解除することができます。

- 2 組合は、前項に基づく解除がされたときまでに給付事由が発生した場合でも、共済金を支払う責任を負わず、また、既に共済金を支払っていたときは、当該共済金の返還を請求することができます。ただし、給付事由の発生が前項に基づく解除の原因となった事実に基づかなかったことを、共済契約者、被共済者または共済金受取人が証明したときは、この限りではありません。
- 3 第1項に基づく解除権は、組合が解除の原因があることを知ったときから1ヶ月間行使しないときは消滅します。共済契約締結の時から5年を経過したときも、同様とします。

(共済契約内容の調査)

第9条 組合は、共済契約の内容につき必要な事項を調査することができます。

(共済掛金の払込)

- 第10条 共済掛金は、共済契約締結と同時に払い込むものとします。ただし、別に定める共済掛金口座振替および分割払特約条項Ⅱ型により、共済掛金の口座振替および分割払をすることができます。
- 2 共済金を支払うべき事由によって第19条(共済契約の失効)第1項第1号に該当した場合、1年分の共済掛金のうち分割払の未納分があるときは、これを徴収します。

(共済金の支払)

- 第11条 組合は、被共済者が第5条(保障内容および加入限度額)の保障内容のいずれかに該当した場合には、共済契約存続中に限り、その被共済者について定められた共済金を共済金受取人に支払います。
- 2 共済金支払の対象となる治療中に共済契約の満期日が到来した場合、引き続き共済契約がなされないときは、満期日経過後の共済金は打ち切りとします。
- 3 共済期間満了日現在において、被共済者が満70歳を超えたことにより、共済契約を更新継続できない場合でも、共済期間中に第5条(保障内容および加入限度額)に定める事由が発生したときは、所定の共済金を支払います。

(他の身体の障害または疾病の影響)

- 第12条 組合は、次の各号に該当する事由により、被共済者が被った第5条(保障内容および加入限度額)に規定する交通傷害または傷害が重大となったときは、その事由がなかったときに相当する金額の共済金を支払います。
- (1) 被共済者が交通傷害または傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと
- (2) 被共済者が交通傷害または傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した交通傷害もしくは傷害または疾病が影響したこと
- (3) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったこと、または共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が被共済者に治療をさせなかったこと

(支払共済金の競合)

- 第13条 共済期間内において、入院共済金、後遺障害共済金、死亡共済金ならびに高度障害共済金を重ねて支払うべき場合は、同一事故について事故事由の死亡共済金ならびに高度障害共済金相当額を限度として支払うものとします。ただし、交通傷害または傷害による死亡の場合、事故の日から180日を超えて死亡したときは疾病等一般死亡共済金相当額を限度として支払います。
- 2 死亡共済金ならびに高度障害共済金を支払うべき場合は、同一事故についてすでに後遺障害共済金および入院共済金の支払いがあったときは、その金額を差し引いて支払うものとします。
- 3 入院共済金の給付期間中に他の交通傷害、傷害または疾病により入院治療を受けた場合には、共済金は重複して支払いません。

(支払共済金の限度)

- 第14条 同一事故における共済金の支払限度額は組合が支払うべき共済金が合計して5億円を超える場合は5億円を限度として支払います。
- 2 この場合、共済金受取人に対する共済金の支払額は5億円を分子として、共済金受取人の人数で按分するものとします。

(通知義務)

- 第15条 共済契約者または共済金受取人は、次の各号に定めるときは速やかに組合に通知するものとします。
- (1) 被共済者が第3条(被共済者)第2項の資格を喪失したとき
- (2) 被共済者が死亡もしくは高度障害になったとき
- (3) 共済契約者が住所または氏名を変更したとき
- (4) 被共済者が氏名または職種を変更したとき
- (5) 被共済者を交代するとき
- (6) 被共済者が退職したとき
- 2 共済契約者または共済金受取人は、被共済者が交通傷害もしくは傷害を受けたときは、事故発生の日から30日以内に、事故発生の日時、場所、および状況を記載した組合所定の事故発生報告書を提出しなければなりません。
- 3 共済契約者または共済金受取人は、被共済者が疾病により入院したときは、入院した日から30日以内に組合所定の報告書を提出しなければなりません。
- 4 共済契約者または共済金受取人が、本条に定める通知を行わなかったとき、またはその通知の際に知っている事実を告げずもしくは不実のこを告げたときは、組合は、正しい通知が行われていれば支払義務を負わなかったと認められる額および支出を免れたと認められる額を共済金から控除して支払います。

(共済金の請求手続)

第16条 共済契約者または共済金受取人は、被共済者が第11条(共済金の支払)に規定する共済金の支払を受ける状態となったときは、60日以内に次の書類を提出して共済金を請求しなければなりません。

(1) 死亡の場合

- ① 組合所定の共済金請求書
- ② 組合の指定した書式による医師の死亡診断書または死体検案書
- ③ 除籍謄本(被共済者を抹消してあるもの)
- ④ 共済金受取人の戸籍謄本および印鑑証明書
- ⑤ 交通傷害による場合は、公の機関(やむを得ない場合には第三者)の事故証明書
- ⑥ 前各号の書類のほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(2) 高度障害の場合

- ① 組合所定の共済金請求書
- ② 組合の指定した書式による医師の診断書
- ③ 共済金受取人の戸籍謄本および印鑑証明書
- ④ 前各号の書類のほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(3) 後遺障害の場合

- ① 組合所定の共済金請求書
- ② 組合の指定した書式による医師の診断書
- ③ 共済金受取人の印鑑証明書
- ④ 交通傷害による場合は、公の機関(やむを得ない場合には第三者)の事故証明書
- ⑤ 前各号の書類のほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(4) 入院の場合

- ① 組合所定の共済金請求書
- ② 組合の指定した書式による医師の診療証明書
- ③ 交通傷害による場合は、公の機関(やむを得ない場合には第三者)の事故証明書
- ④ 前各号の書類のほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(共済金支払に関する調査)

- 第17条 組合は、共済金支払について必要な事項を調査することができます。
- 2 共済契約者または共済金受取人は、前項の調査の場合には、資料の提出その他の必要な事項について組合に協力しなければなりません。

(共済金の支払時期)

- 第18条 組合は、第16条(共済金の請求手続)に基づき、第2条(共済金受取人)に定める共済金受取人から共済金の請求を受けた場合、その請求に必要な書類がすべて組合に到着した日からその日を含めて30日以内に組合が共済金の支払を行うために必要な次の各号に掲げる事項について確認の上、支払うべき共済金額を決定し、共済金受取人が指定した金融機関への振込により共済金を支払います。
- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われる事由に該当する事実の有無
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、支払事由とその原因との関係または程度、治療の経過および内容
- (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、本共済約款において定める無効、失効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、組合は、その請求に必要な書類がすべて組合に到着した日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金受取人に対して通知するものとします。
- (1) 前項各号の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
- (2) 前項各号の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 前項第3号の事項のうち、高度障害または後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、高度障害または後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- (5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- 3 前二項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

(共済契約の失効)

- 第19条 次の各号の1つに該当したときは、共済契約は失効するものとします。
- (1) 被共済者が死亡、別表Ⅲに定める高度障害、または別表Ⅳに定める後遺障害等級表の100%に該当した場合
- (2) 被共済者が第3条(被共済者)第2項の資格を喪失した日が属する月の末日

(3) 被共済者が満70歳に達した日が属する月の末日

(共済掛金未払の場合の解除)

第20条 振替日に共済掛金の口座振替が不能となった場合には、その引落日の属する月（以下「振替不能月」といいます。）の末日をもって共済契約を解除します。

2 前項の場合には、共済掛金口座振替および分割払特約条項Ⅱ型第4条に基づき、解除日から1ヶ月間の猶予期間を設け、共済掛金の催告を行うとともに、翌月の振替日に2ヶ月分を併徴します。

3 前項の催告にもかかわらず、2ヶ月分の共済掛金が振替不能となった場合には、振替不能月の末日をもって共済契約はその効力を失います。また、振替不能月に生じた事故については、共済金は支払いません。

(不法取得目的による無効)

第21条 組合は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合、その共済契約を無効とします。

(共済契約の取消し)

第22条 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって組合が共済契約を締結した場合には、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を取り消すことができます。

(重大事由による共済契約の解除)

第23条 組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合に本共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合

(2) 共済金受取人が、本共済契約に基づく共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合

(3) 共済契約者が次の①から⑤のいずれかに該当すること

- ① 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者をいいます。以下同様とします。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその経営を支配し、またはその法人の経営に実質的関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 前三号に掲げるものの他、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が(1)から(3)の事由がある場合と同程度に組合のこれらの者に対する信頼を損ない、本共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

2 組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約（その被共済者に係る部分に限ります。）を解除することができます。

(1) 被共済者が、前項(3)①から③までまたは⑤のいずれかに該当すること

(2) 被共済者に生じた交通傷害、傷害または疾病に対して支払う共済金を受け取るべき者が前項(3)①から⑤までのいずれかに該当すること

3 組合は、共済金の支払事由が生じた後も、前二項の規定により、共済契約を解除することができます。この場合、前二項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じた支払事由（第2項の規定による解除がなされた場合には、その被共済者に生じた支払事由をいいます。）に対しては、組合は、共済金（第2項(2)の規定による解除がなされた場合には、共済金を受け取るべき者のうち、第1項(3)①から⑤までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。以下、本項において同様とします。）を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求します。

(共済契約者による共済契約の解除)

第24条 共済契約者は、将来に向かって本共済契約（一の共済契約であって複数の者を被共済者とする契約にあつては、その全部または一部の被共済者の契約）を解除することができます。この場合、本条第2項の書面が、組合が共済契約者に対して通知する提出期日までに組合において受け付けられたものについて、解除を申し出た日の属する月の末日をもって解除日とします。

2 共済契約者が解除を請求するときは、組合に対し、組合所定の書面を提出しなければなりません。

(共済金を支払わない場合)

第25条 組合は、次の各号による場合には共済金を支払いません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(2) 自殺（ただし、その被共済者がその加入日から起算して1年を超えて継続して被共済者であった場合には、疾病等一般死亡の場合の共済金額に相当する額を支払います。）

(3) 共済契約者、共済金受取人または被共済者の故意、または重大なる過失による場合ならびに犯罪行為、または闘争行為、刑の執行、または拘留中もしくは入監中に生じた事故による場合

(4) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、捻挫で他覚症状のないもの

(5) 被共済者が別表Ⅶに定める作業に従事している間に被った事故

(6) 加入日現在、医師の診察、治療または投薬を受けていたことが判明したとき

(7) 加入日からさかのぼって5年以内に治療していた疾病または傷害に起因して請求を行った場合

(8) 共済契約者、被共済者の故意または重大な過失により疾病が生じたとき

(9) 被共済者の先天性の病気、または精神障害を原因とする場合

(10) 被共済者の薬物中毒、薬物嗜癖もしくは薬物依存による場合

薬物依存とは昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(11) 被共済者の精神障害または泥酔状態の間に生じた事故

(12) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(13) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(14) 地震、噴火または津波

(15) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性、またはこれらの特性による事故

(16) 前15号以外の放射線照射または放射能汚染

(17) 被共済者が別表Ⅴに定める運動等を行っている間に生じた事故

(18) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であること不定期便であることを問いません。）以外の航空機を被共済者が操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間の事故

(19) 被共済者の出産、または外科的手術その他医療処置によって生じた傷害（ただし、組合の保障すべき傷害を治療する場合はこの限りではありません。）

(20) 大気汚染等の環境汚染

(21) 前1号14号15号16号20号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(22) 被共済者が交通乗用具による競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。）、試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、別表Ⅱ（1）に規定する軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。

2 第8条（告知義務違反による解除）第2項および第20条（共済掛金未払の場合の解除）第3項に該当する場合は、組合は共済金を支払いません。

(共済掛金の返還)

第26条 組合は、次に掲げる場合には、共済掛金を返還する義務を負いません。

(1) 第21条（不法取得目的による無効）の規定により共済契約が無効の場合

(2) 第22条（共済契約の取消し）の規定により共済契約を取り消した場合

2 組合は、第19条（共済契約の失効）の規定により、共済契約が失効した場合、失効した日の翌月以降の共済掛金が払い込まれていたとき、組合は失効した日の翌月以降の当該被共済者に対する共済掛金を共済契約者に返還します。

3 組合は、第8条（告知義務違反による解除）または第23条（重大事由による共済契約の解除）の規定により解除した共済契約に対し、未経過期間に対応する共済掛金の払込みがなされていた場合、解除の日の属する月の翌月以降の共済掛金を返還します。

4 第24条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により共済契約者が解除した共済契約に対し、未経過期間に対応する共済掛金の払込みがなされていた場合、解除の日の属する月の翌月以降の共済掛金を返還します。

(契約者割戻し)

第27条 組合は、生命傷害共済契約において事業年度毎に収支状況（共済掛金及び共済掛金として収受する金銭を運用することによって得られる収益のうち支払共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」といいます。）の支払い、事業費の支出、その他の費用等に充てられないものを差し引いた額）を判定し、その状況が良好な場合は、契約者割戻しを行います。

2 前項の契約者割戻しの額は、総代会決定のうえ、有効な契約に対して積み立てるものとし、ただし、当該事業年度中に共済金を支払った契約は除きます。なお、組合員の場合は、出資金に振り替えることとします。

3 前項の積み立てられた契約者割戻しの額は、共済契約の消滅時に支払うものとします。ただし、共済契約者の請求があった場合にも支払うこととします。

(共済金の削減、共済掛金の追徴)

第28条 組合は、損失金でん補のため、共済金の削減または共済掛金の追徴を行うことができます。

2 共済金の削減は、損失金を、その事業年度に支払う共済金総額と、個々の共済金受取人に支払う共済金との割合により、共済金の支払を受ける個々の共済金受取人に割当てを行います。

3 共済掛金の追徴は、損失金を、その事業年度の各共済契約者より収入する共済掛金の総額と、各共済契約者より収入する共済掛金との割合により、各共済契約

者に割当てて行います。

(約款の変更)

第29条 この約款は、社会情勢、経済情勢等の著しい変化もしくは組合が必要と認めた場合には、変更することがあります。

2 前項により変更した約款は、その後の共済契約更新時から適用するものとします。ただし、共済契約者、被共済者ならびに共済金受取人の一般の利益に適合する場合は、附則の期日によるものとします。

(時効)

第30条 共済金請求権は、共済金支払の事由が生じた時から3年間行わないときは時効によって消滅します。

(準拠法)

第31条 この約款に定めなき事項については、関係法令ならびに諸規定によります。

附則

この約款は、行政庁の認可を受けることを条件として、令和4年9月1日から適用するものとします。

附則

この約款は、行政庁の認可を受けることを条件として、令和6年9月1日から適用するものとします。

別表Ⅰ 用語の定義

生命傷害共済団体約款Ⅱ型に定める用語の定義は次のとおりとします。

(1) 交通傷害

交通傷害とは、日本国内における次の傷害をいいます。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具（これに積載されているものを含みます。以下同様とします。）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくは当該装置にある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している被共済者（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。）、または乗客（入場客を含みます。）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいいます。）にいる被共済者が、外部から急激に作用する偶然の出来事によって被った傷害
- ③ 道路通行中の被共済者が、次に掲げる事由によって被った傷害
 - ア 建造物、工作物等の倒壊、または建造物、工作物等からのものの落下
 - イ 崖崩れ、土砂崩れ、または岩石等の落下
 - ウ 火災、破裂、または爆発
 - エ 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等
- ④ 前各号の交通乗用具および工作用自動車とは、別表Ⅱのいずれかに該当するものをいいます。
- ⑤ 運行中とは、交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。

(2) 傷害

傷害とは、交通傷害以外の外来の急激かつ偶然な事故による傷害をいいます。

(3) 疾病

疾病とは、被共済者が被った交通傷害および傷害以外の身体の障害（正常分娩は除きます。）で、医師によりその発病が診断されたものをいいます。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。

(4) 高度障害

高度障害とは、別表Ⅲに定める身体障害のいずれかに該当する状態をいいます。

(5) 後遺障害

後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、別表Ⅳに定める身体障害のいずれかに該当する状態をいいます。

(6) 医師

医師とは、法令に定める医師および歯科医師または組合が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。

(7) 病院または診療所

病院または診療所とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
- ② 柔道整復師法に定める日本国内にある施術所
- ③ 上記①と同程度と組合が認めた日本国外にある医療施設

(8) 入院

入院とは、医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅等（老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人保健施設ならびに介護保険法に定める介護保健施設等を含みます。）での治療が困難

なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等を除きます。

(9) 事実上婚姻と同様の関係にある者

事実上婚姻と同様の関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいいます。内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものとします。

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

別表Ⅱ 交通乗用具および工作用自動車

(1) 交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト (注)ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー (注)作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されているゴーカー等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード等は除きます。
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン） (注)ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。） (注)幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注)立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

(2) 工作用自動車とは、次に掲げるものをいいます。

構造物の建築または破壊、土木工事、農耕等の作業の用途を持つもので、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサトラック、耕運機、トラクター等

別表Ⅲ 高度障害

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語または咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(注)

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄または眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語または咀嚼の障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 言語構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「咀嚼の機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全硬直で、回復の見込みのない場合をいいます。

別表Ⅳ 後遺障害等級表

等級	後遺障害	支払割合
第1級	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したものの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したものの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が(視力の測定は万国式視力表によるもの)とします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ②両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④胸部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②咀嚼または言語の機能を廃したものの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④胸部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	①両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力を全く失ったもの ④1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものと、手指の末節の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)	69%
第5級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ②神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③胸部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥1上肢の用を全廃したものの ⑦1下肢の用を全廃したものの ⑧両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	①両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ②咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの ⑦1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの ⑧1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ②両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤胸部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの ⑦1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの ⑧1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものと、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)	42%
第8級	①1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ②脊柱に運動障害を残すもの ③1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの ④1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの ⑤1下肢を5cm以上短縮したものの	34%

等級	後遺障害	支払割合
	⑥1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの ⑦1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの ⑧1上肢に偽関節を残すもの ⑨1下肢に偽関節を残すもの ⑩1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	①両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ②1眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥咀嚼および言語の機能に障害を残すもの ⑦両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨1耳の聴力を全く失ったもの ⑩神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪胸部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの ⑬1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの ⑭1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮1足の足指の全部の用を廃したものの ⑯外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	①1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ②正面視で複視を残すもの ③咀嚼または言語の機能に障害を残すもの ④14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ⑤両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの ⑧1下肢を3cm以上短縮したものの ⑨1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	①両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ⑤両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦脊柱に変形を残すもの ⑧1手の示指、中指または環指を失ったもの ⑨1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの ⑩胸部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	①1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ④1耳の耳殻の大部分を欠損したものの ⑤鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧長管骨に変形を残すもの ⑨1手の小指の失ったもの ⑩1手の示指、中指または環指の用を廃したものの ⑪1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの ⑬局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	①1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ②1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ③正面視以外で複視を残すもの ④両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの ⑤5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ⑥胸部臓器の機能に障害を残すもの ⑦1手の小指の用を廃したものの ⑧1手の母指の指骨の一部を失ったもの ⑨1下肢を1cm以上短縮したもの ⑩1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑪1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	①1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの ②3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ③1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの ⑨局部に神経症状を残すもの	4%

(注)

1. 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中の「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。
2. 別表Ⅳの各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
3. 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、組合は、次の支払割合を乗じた額を後遺障害共済金として支払います。
 - ① 別表Ⅳの第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する支払割合。
 - ② ①以外の場合で、別表Ⅳの第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する支払割合。
 - ③ ①および②以外の場合で、別表Ⅳの第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する支払割合の合計の割合が上記の支払割合に達しない場合は、その合計の割合を支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する支払割合。
4. 既に後遺障害のある被共済者が、共済期間内の交通傷害、傷害により同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の支払割合を乗じた額を後遺障害共済金として支払います。

$$\left(\begin{array}{c} \text{適合する} \\ \text{割合} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{別表Ⅳに掲げる} \\ \text{加重後の後遺障害に} \\ \text{該当する等級に} \\ \text{対する支払割合} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{既にあった} \\ \text{後遺障害に該当} \\ \text{する等級に} \\ \text{対する支払割合} \end{array} \right)$$

5. 組合が支払うべき後遺障害共済金の額は、全共済期間を通じ支払割合100%をもって限度とします。

別表Ⅴ 生命傷害共済団体系約款Ⅱ型第25条（共済金を支払わない場合）第1項第17号に定める運動とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、その他これらに類する危険な運動

別表Ⅵ 生命傷害共済団体系約款Ⅱ型第5条（保障内容および加入限度額）第2項に定める事故とは、次に掲げるものをいいます。

製材、チップ製造作業中の事故
 地上から10m以上の高所作業中における地面等への墜落、転落事故
 道路工事および道路誘導作業中の交通事故
 営業用貨物車（4ト超）を運転もしくは搭乗中の交通事故および荷役作業中の事故
 坑内、トンネル内および地下工事等の作業中の事故
 タクシー、ハイヤー運転手の運行中の事故
 船舶乗組員の船上における事故
 港湾運送事業者の荷受け積み込み作業中の事故（ただし、倉庫作業および検品作業に従事している間を除きます。）


別表Ⅶ 生命傷害共済団体系約款Ⅱ型第25条（共済金を支払わない場合）第1項第5号に定める事故とは、次に掲げるものをいいます。

潜水、潜函およびサルベージ等の作業中の事故
 伐採・造材作業中の事故
 発破および火薬・爆薬類の製造、花火製造中の事故
 採石作業中の事故
 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者がその業務に従事している間の事故
 テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業の者がその業務に従事している間の事故
 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業の者がその業務に従事している間の事故

注）危険職種取り扱いについては状況により変更することがあります。

ご契約内容に関するお問い合わせは…

広島県共済組合員相談室

 **0120-708030**

(2024年8月5日改定)